

倫理委員会議事次第

(第 92 回 2024 年 9 月 9 日 (月) 14:00~15:50)

I 開会

II 議題

協議事項

1. タックス・プランニングに関する倫理規則の改正について

【資料 1】

報告事項

1. IESBA 6 月会議報告について

【資料 2】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 3】

III 閉会

以 上

資料	資料No.
第 12 回倫理委員会有識者懇談会報告	1
IESBA 会議報告（6月）	2
会員からの職業倫理相談状況	3

2024年9月9日
第92回倫理委員会
配付資料No. **2**

IESBA会議（2024年6月）報告

2024/9/9



会議の概要

- 2024年6月10日から13日までの4日間にて、ニューヨークでの対面形式で実施した。ボードメンバー17名全員が対面で参加した。
- 次回の会議予定：2024年9月16日から20日までの計5日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

会議の内容

- 会計事務所等の文化及びガバナンス（ディスカッション）
- 集団投資ビークル（Collective Investment Vehicles: CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes: ICC）（ディスカッション）
- サステナビリティ（アウトリーチ等報告及びEDコメント検討）
- 外部の専門家の作業の利用（EDコメント検討）
- サステナビリティ（EU法のベンチマーク）
- サステナビリティ（キャパシティ・ビルディング）
- EIOC（アップデート）
- タックス・プランニング（ロールアウト）
- テクノロジー（活動報告及びプレゼンテーション）

会計事務所等の文化及びガバナンス（ディスカッション）（1/4）

- 大手会計事務所等の非倫理的な行為を受けて、本テーマが戦略及び作業計画2024-2027の優先課題となった。
- 各国の状況についてアウトリーチの結果などが報告された。
- 以下の8つのカテゴリーについてIESBAの予備的な見解が話し合われた。

見解のカテゴリー	予備的な見解の主な内容
プロフェSSIONALの役割と公共の利益	<ul style="list-style-type: none">● 職業会計士には、公共の利益のために行動し、公共の信頼を維持する責任がある。● リーダーシップは、専門職の公共の利益に対する役割を強調し、公共の信頼を保護しなければならない。● 会計事務所等は、収益の拡大と公共の利益に対する責任のバランスを保たなければならない。● 商業的な圧力によって、監査やサービスの品質が損なわれてはならない。
リーダーシップとガバナンスの役割	<ul style="list-style-type: none">● 倫理的文化を育み、倫理的なコミットメントと行動を一致させる上で、リーダーシップの役割を強調する。● 「トップの姿勢」は、倫理的な文化の形成におけるリーダーの責任を強調するものである。● リーダーシップは、倫理的価値観を模範とし、対応策や決定において、それを示さなければならない。● 対話のための体系的なアプローチにより、倫理規程の遵守及び会計事務所等の価値観を伝える。● リーダーシップは、コミュニケーション、報告及びフィードバックへの対応を通して、透明性と説明責任を推進する。● 強固なガバナンスの枠組みが必要であり、倫理規程を遵守し、外部からのプレッシャーに対処するために、独立したボードメンバーと弾力的な組織構造を提唱する。

会計事務所等の文化及びガバナンス（ディスカッション）（2/4）

見解のカテゴリー	予備的な見解の主な内容
リーダーシップの説明責任	<ul style="list-style-type: none">• リーダーは、倫理の基準を遵守し、倫理の欠如に対処するための仕組みを構築し、倫理担当リーダーを任命することに説明責任を負う。業績評価やコンプライアンス報告等の説明責任のためのメカニズムは、倫理的な行動を維持するために極めて重要である。• 意思決定は、短期的な金銭的利益よりも倫理的価値観を優先しなければならない。インセンティブと業績評価指標について透明性をもって報告する。• 業績管理は、会計事務所等の倫理の基準に準拠した行動を促進すべきである。• パートナーは、品質と量的指標に照らして評価され、倫理的な実務に応じてインセンティブが与えられる。
報酬と認知	<ul style="list-style-type: none">• 報酬とインセンティブを倫理的な実務と関連付けることは、倫理的な行動を促進する上で極めて重要である。• 会計事務所等は、業績管理において財務指標と非財務指標を組み込んでおり、非財務の実績は、賞与に反映される。• インセンティブ構造の透明性は、倫理的な行動を促進し、個人と組織の目標を一致させる。
透明性	<ul style="list-style-type: none">• 会計事務所等は、透明性のある報告メカニズムを適用することが奨励され、利害関係者に業務及び倫理の実践に関する明確な見解を提供する。• 会計事務所等は、倫理上の違反や対応策についての透明性を保ち、従業者や規制当局を含む全ての利害関係者と情報を共有することが奨励される。• 透明性報告書は、倫理的行動と説明責任を果たすために、ガバナンス構造と意思決定プロセスについて詳細に記述すべきである。

会計事務所等の文化及びガバナンス（ディスカッション）（3/4）

見解のカテゴリー	予備的な見解の主な内容
教育	<ul style="list-style-type: none">● 会計事務所等に倫理的な文化を醸成するための倫理教育の重要性を強調する。● 職業的専門家としての基準の遵守を維持するためには、倫理と品質管理に関する継続的な教育及び研修が不可欠である。● 会計事務所等の倫理研修により、全ての専門職員が倫理と公共の利益に対する責任の重要性を理解する。● 研修モジュールには、倫理の基準の遵守を支援するための実際のシナリオを含めるべきである。
声を上げる文化	<ul style="list-style-type: none">● 従業者が報復を恐れずに懸念を提起できる文化の重要性を強調する。● 倫理の基準を遵守するためには、従業者が発言することを奨励し、支援することが不可欠である。● 効果的な内部告発制度は、倫理的な懸念を匿名で報告することを可能にするべきである。● 報告された課題への迅速かつ適切な対処は、極めて重要である。
エコシステム	<ul style="list-style-type: none">● 会計事務所等が公共の利益のために行動し、高い倫理の基準を遵守するためには、会計事務所等内のガバナンスのメカニズムを超えた協力が必要である。● 会計事務所等、規制当局、基準設定主体、ガバナンスに責任を有する者、利用者及び職業専門家団体の連携は、倫理的な行動と高い品質の作業を支援するために極めて重要である。● 監査委員会は、報酬のみに基づいて監査人を選任するのではなく、高い倫理の基準の遵守を求めるべきである。● 会計事務所等が法令等及び倫理の基準を遵守することを確保するために、規制当局による効果的な監視と執行が必要である。

会計事務所等の文化及びガバナンス（ディスカッション）（4/4）

- ボードメンバーからは次のような質問が寄せられた。
 - ▶ アウトリーチ活動を行った各法域において、エコシステムがどのように機能しているのか。
 - ▶ ファームの倫理的な活動が監査の品質や有能な人材の確保にどのように影響しているのか。
 - ▶ 監査事務所とコンサルティング会社を法的に別組織に分けていることが、ファーム全体の統一的な倫理的文化の醸成を妨げているのではないか。
 - ▶ 一部の法域で採用されている監査法人のガバナンスコードにおける独立社外役員の「社外取締役」との差異や意義を確認するため、独立社外役員は誰の利益を代表しているのか確認したい。
 - ◆ これに対し、IESBAから「公共の利益である」との回答があった。
- 次のステップとして、IESBAは、情報の収集及び利害関係者との意見交換を継続するとともに、その過程で識別された課題を検討し、課題への対処方法、IESBAとしての役割、及び倫理規程を更に強化すべきかどうかに関する予備的な見解を深めていく予定である。

集団投資ビークル（Collective Investment Vehicles: CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes: ICC）（1/4）

◆ 投資スキームにおける現行倫理規程の適用上の課題

- ▶ 投資スキームがファンドマネジャー業務、投資アドバイザー業務等を第三者に委託することは通例
 - ◆ これらの第三者が、投資スキームの経営者の責任を担っていると見なされる可能性がある。
 - ◆ 投資スキームの監査人が、これらの第三者に対して業務を提供している場合に、投資スキームの監査において自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある。
- ▶ これらの課題は、投資スキームの監査における独立性を判断する際に、一般的又は伝統的な企業構造における「支配」や「重要な影響力」の考え方が、必ずしも決定的な要因とならない可能性があることに起因する。
- IESBAから5つのオプション（次頁）が示されたが、ボードメンバーから、本プロジェクトの目的が明確でないため、オプションを選択することが困難である旨の発言があった。

集団投資ビークル（Collective Investment Vehicles: CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes: ICC）（2/4）

オプション	内容
A 「監査業務の依頼人」の定義を修正する。	「監査業務の依頼人」の定義を、倫理規程及び国際的な保証業務の枠組みにおける「保証業務の業務依頼者」の定義と整合させる。 すなわち、保証業務における、主題に責任を負う者、業務実施者及び想定利用者の「三者関係」を用いるとともに、測定者、評価者、業務依頼人の役割を別個に考慮する。
B 「関連事業体」の定義を修正する。	「関連事業体」の定義を修正し、監査業務の依頼人の直接的又は間接的な支配下にはない第三者であるサービス・プロバイダー（運用会社、投資アドバイザー、年金基金管理者等）を含める。 この場合、パート 4Aの目的に照らして、監査業務の依頼人又は関連事業体の概念に新たな要素を取り入れるために、R400.27項を修正するか、新たな指針を設ける。
C 倫理規程において「支配」と「重要な影響力」を定義する。	倫理規程は、現在、「支配」及び「重要な影響力」を定義していない。 複数の法域では、適用される財務会計の枠組み（IFRS第10号等）又は現地の法令等に基づいて、「支配」及び「重要な影響力」を適用している。

集団投資ビークル（Collective Investment Vehicles: CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes: ICC）（3/4）

オプション	内容
D 監査業務の依頼人に対して提供される「間接的な」非保証業務に対処するため、倫理規程を強化する。	<p>非保証業務の提供につながるテクノロジーを用いて監査業務の依頼人にサービスを提供する事業体に対して、会計事務所等が当該テクノロジーを提供等する際には、セクション600が適用される（監査業務の依頼人に対する「間接的な」非保証業務の提供）。</p> <p>このセクション600の適用に関しては、次の可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none">• 倫理規程第600.6項に、例えば、新たにサブパラグラフ(c)を追加して、テクノロジーのサービス以外にも適用を拡大する。• セクション600の適用が「間接的な」非保証業務に該当するのは、非保証業務の結果が、最終的に会計記録、財務報告に係る内部統制又は会計事務所等が意見を表明する財務諸表の一部を形成するか、又はそれらに影響を及ぼす可能性があることを知っている場合、又はそのように信じるに足る理由がある場合を前提とする。
E 非公式文書を作成する。	<p>倫理規程は変更せずに、非公式文書（NAM）を発行することにより、CIV及び年金基金について、倫理規程のグローバルで一貫した適用を促進する。</p>

- 各法域への調査の結果、多くの法域において既に対応がなされていることが分かり、グローバルな規定の導入が、各法域にて意図しない結果を生む可能性があるとの懸念が表明された。
- 一方、インドのように投資市場が急速に拡大している法域からは、市場の失敗を待つべきではなく、グローバルなガイダンスを策定することは価値がある、との意見も表明された。

集団投資ビークル（Collective Investment Vehicles: CIV）、年金基金及び投資会社コンプレックス（Investment Company Complexes: ICC）（4/4）

- 次のステップとして、CIV等に係る机上調査、質問書に対する回答の入手及び利害関係者へのインタビューが実施されることとなった。
 - ▶ 今後、各法域からの質問書の回答を分析して、より具体的な提案に至るものと考えられる。
- 2024年下半期にIESBAの検討に向けた最終報告書が提出される予定である。

サステナビリティ（アウトリーチ等報告及びEDコメント検討）（1/4）

次の事項に関する大きな方向性について議論された。

- ▶ ただし、具体的な規定文案は示されていない。IESBAは7月にワークストリーム1及び2の会議を開催し、未検討事項への対応を行っている。サステナビリティEDに対するコメントレターの全体分析及びEDの修正案の初読については、2024年9月のボード会議で議論が行われる予定である。

● IAASBとのコーディネーション

- ▶ サステナビリティ情報の定義
- ▶ グループサステナビリティ保証業務
- ▶ 構成単位
- ▶ 関連する倫理上の要求事項と品質マネジメント
- ▶ 他の業務実施者及び「作業」という用語の利用

● その他の事項

- ▶ 非保証業務
- ▶ パート5における国際独立性基準の適用範囲
- ▶ NOCLARにおけるサステナビリティ保証業務実施者と監査人との間のコミュニケーション

サステナビリティ（アウトリーチ等報告及びEDコメント検討）（2/4）

● サステナビリティ情報の定義

▶ 公開草案の定義(a)と(b)を入れ替えることを提案

(a) 次の機会、リスク又は影響に関する情報

- i. その事業体の活動、業務又は製品に対する経済、環境、社会、ガバナンス又はその他サステナビリティに関わる要素
- ii. 経済、環境又は社会に対するその事業体の活動、業務又は製品

(b) 法令等又は関連する報告の枠組み若しくは保証の枠組みによって「サステナビリティ情報」又は同等の用語若しくは説明として定義されている情報

- ▶ IAASBの定義と異なる点について、基準の利用者の観点からは、なるべく統一すべきとの方向性についてボードメンバーの見解は一致。一方で、保証業務を対象とするIAASB基準と、保証業務及び作成業務の双方を扱うIESBA基準の違いも考慮すべきとの意見も出た。
- ▶ 7月上旬開催のIAASB、IESBAの両議長によるミーティングにおいても検討を行っている。

サステナビリティ（アウトリーチ等報告及びEDコメント検討）（4/4）

● グループ・サステナビリティ保証業務

- ▶ ISSA 5000 の公開草案に対するコメントに対応して、IAASBがグループサステナビリティ保証業務に関する要求事項案を提案した。
- ▶ IESBAとIAASBの間での定義等に関する調整が必要

● 構成単位の定義（組織の境界線 vs オペレーショナル・コントロール）

- ▶ グループ監査業務の場合は、グループ監査業務における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される事業体、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ
- ▶ グループサステナビリティ保証業務の場合は、グループサステナビリティ保証業務における保証手続の計画及び実施を目的として、グループサステナビリティ保証業務の実施者であるファームにより決定される事業体、事業単位、機能若しくは事業活動又はそれらの組合せ。~~これには、バリューチェーン内の事業体を除く。~~

● 他の業務実施者の定義（DSRの有無 vs 十分かつ適切な関与の有無）

- ▶ サステナビリティ保証業務の実施者が指示、監督及びレビューすることができない、サステナビリティ保証業務に関する保証業務の作業を実施する、個人の実施者若しくはサステナビリティ保証業務の実施者が開業する事務所、パートナーシップ、又は会社：~~保証業務の作業を実施する他の業務実施者内の者は、業務チームの構成員ではない。~~

公開草案における提案（IESBA資料より作成）

グループ・ファーム及び構成単位の
ファーム 及び業務チームの構成員
(指示、監督、レビューの下にある
者)に関する独立性の考慮事項

セクション5405

グループサステナビリ
ティ保証業務の依頼人
における保証の作業

ファームが他の業務実施者(指示、
監督、レビューの下にない者)の
作業を利用する際の独立性の考
慮事項

セクション 5406

サステナビリティ保証業務
(グループ及び個別)の依
頼人における保証の作業

業務チームの構成員及び他の業務実
施者(指示、監督、レビューの有無に
かかわらず)に関する独立性の考慮
事項

セクション 5407
及び 5700

バリューチェーン事業
体における/に関する
保証の作業

新たに提案された構成（IESBA資料より作成）

グループ・ファーム及び構成単位のファーム及び業務チームの構成員（指示、監督、レビューの下にある者）に関する独立性の考慮事項

修正後セクション
5405

グループサステナビリティ保証業務の依頼人（バリューチェーン構成単位を含む）における保証の作業

ファームが他の業務実施者（指示、監督、レビューの下にない者）の作業を利用する際の独立性の考慮事項

修正後セクション
Section 5406

グループサステナビリティ保証業務の依頼人（バリューチェーン構成単位を含む）における保証の作業

- コメントの全面的なレビューを条件として、公開草案の独立性に関する原則に対する変更はない。
- 定義及びアプローチに関する ISSA 5000 及び IESSA との整合
- 公開草案で寄せられた複雑だと思われる点に関するコメントへの対応

サステナビリティ（アウトリーチ等報告及びEDコメント検討）

- 非保証業務（NAS）の提供

- ▶ EDにおけるサブセクション5601から5610までの個別のNASの規定について、財務諸表監査と同等のものとする事については、多くの支持を得た。
- ▶ 多くのボードメンバーも、監査業務の独立性との整合性を保つべきとの意見が多く、方向性は修正しないこととした。

- 違法行為への対応

- ▶ EDは、サステナビリティ保証業務の実施者が、識別した依頼人の違法行為について、監査人がサステナビリティ保証業務実施者と同一のファームに所属する場合にのみ、コミュニケーションが求められている。これに対し、異なるファームやネットワーク・ファームに所属している場合も、コミュニケーションを行うことを要求事項とするべきとのコメントもあったが、秘密保持の問題、現行の倫理規程との整合性を勘案し、コミュニケーションの要否を検討することを要求するEDの方針を堅持することとした。

外部の専門家の作業の利用（EDコメント検討）

- 2024年1月公表の公開草案に寄せられた主要なコメントを共有
 - ▶ **厳格な適性、能力及び客観性（Competence, Capabilities and Objectivity : CCO）評価に関するコメント**
 - ◆ 専門家のCCOが監査人の独立性に悪影響を与えた実例はあるのか。
 - ◆ 同一の専門家を長期間登用することは、客観性に影響を与えるのか。
 - ▶ **新規用語「専門家」「専門知識」に関するコメント**
 - ◆ ISSA5000及びISA600と定義の平仄をとるべき（多数）。
 - ◆ 新興分野では、「知識」及び「スキル」だけでなく「経験」も必要事項とすべき。
 - ▶ **オピニオン・ショッピングや複数の専門家による阻害要因の増減**
- 大きな議論もなく、公開草案における提案が堅持されることが確認された。
- 2024年9月のボード会議で具体的な修正案の検討を行い、12月のボード会議での最終案確定を目指している。

サステナビリティ（その他）

● EU法のベンチマーク

- ▶ EUのサステナビリティ保証に適用される倫理・独立性の枠組みとIESBA倫理規程を比較
- ▶ 特定の職業に限定されないアプローチ
- ▶ 監査業務との同等性
- ▶ 職業倫理・独立性（非保証業務の提供、報酬を含む）

● キャパシティ・ビルディング

- ▶ PA、PAO、規制当局から non-PAがIESSAを意図通りに適用する能力に対する懸念が提起された。
- ▶ IESBAとIFAの協力
- ▶ GIFプログラム
- ▶ ISSBとの協力

テクノロジー

- ワーキング・グループから、AIに関する懸念事項のほか、ドバイにおけるブループリントの公表及び香港の暗号資産に関するガイドラインの公表など、AIに関する動向についても共有が行われた。
- また、RSM US LLPのJay Schulman氏及びPwC香港のWilliam Gee氏から、ブロックチェーンに関するプレゼンテーションがそれぞれ行われた。
 - ▶ 「強固なデータ不可変な仕組みで多くのユーザーをつなぐ**ブロックチェーンは独立性に対する新たな阻害要因を生み出す存在なのか、その阻害要因を適切な水準に収める存在なのか**」
 - ▶ 「目まぐるしく変化していく**テクノロジーのスピードに既存の独立性のフレームワークはついていけないのか**」
- IESBAは、各国の動向を注視するとともに、PAのテクノロジー教育等についても引き続き検討を進めていく予定である。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

2024年9月9日
第92回倫理委員会
配付資料No. **3**

会員からの職業倫理相談状況 (前回の倫理委員会以降)

2024/9/9



会員からの職業倫理相談状況（2024年5月）

- 2024年5月22日：1件
- 相談カテゴリー
 - その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
5月22日	①	社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人の労働組合への監査業務の提供について

会員からの職業倫理相談状況（2024年6月）

- 2024年6月27日：2件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 同時提供（1件）、ローテーション（1件）

作業部会 審議日		相談事項
6月27日	①	税務業務等を提供している事業体の兄弟会社への監査業務の提供について
	②	ローテーションにおける「実質的な関与」の判断基準について

会員からの職業倫理相談状況（2024年7月）

- 2024年7月25日：1件
- 相談カテゴリー
 - 同時提供（1件）

作業部会 審議日		相談事項
7月25日	①	税理士法人が提供していた非保証業務を監査業務の依頼人である学校法人に同時提供可能か否かについて

会員からの職業倫理相談状況（2024年8月）

- 2024年8月27日：3件
- 相談カテゴリー
 - ▶ ローテーション（1件）、同時提供（1件）、その他（1件）

作業部会 審議日		相談事項
8月27日	①	海外構成単位の監査人の担当社員のローテーションについて
	②	監査業務の依頼人である社会福祉法人の労働組合への監査業務の提供について
	③	一般社団法人の公益認定に関するコンサルティング業務と監査受嘱について

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会